

「人間ドック健診」の補助と「はり・きゅう券」の交付を行います

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者で保険料の未納がない人に「人間ドック健診」の補助と、「はり・きゅう券」の交付を行います。希望する人は、次の内容を確認してお申し込みください。

人間ドック健診補助

国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で保険料の未納がない人は、町を通して人間ドックを申し込むと、町が一律25,000円を補助します。

受診機関

- ・日本赤十字熊本健康管理センター
- ・済生会熊本病院健診センター
- ・熊本県総合保健センター

健診コース

標準コース、消化器コースなど21コースを準備しています(コースによって個人負担が異なります)。



はり・きゅう券

国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で保険料の未納がない人およびはり・きゅう療養費の支給を受けていない人は、はり・きゅう券の交付申請をすると1回の施術につき1,000円を町が負担する、はり・きゅう券を交付します。

交付枚数

- ① 国民健康保険加入者
1世帯につき年間60枚まで
- ② 後期高齢者医療加入者
1人につき年間30枚まで

「はり・きゅう券」が利用できる施設

- ・渡部はり・マッサージ (津久礼)
☎(232)4883
- ・東洋理学鍼灸治療院 (津久礼)
☎(232)5628
- ・緒方鍼灸あんま治療院 (辛川)
☎(232)2166
- ・有限会社かず整骨院 (光の森)
☎(233)5006

問い合わせ 健康・保険課 国民健康保険係、高齢者医療係 ☎232-4912

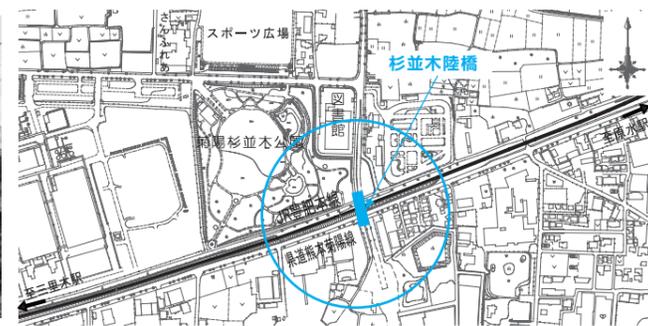
橋の名前が「杉並木陸橋」に決定しました

県道熊本菊陽線、J R豊肥本線および町道杉並木線をまたぐ橋の名称が、「杉並木陸橋」に決定しました。

昨年12月から今年の1月31日まで橋の名称を募集していましたが、2月10日に開催した都市計画道路下原堀川線橋梁名称選考委員会で、厳正なる審査の結果、この名称に決定しました。

「杉並木陸橋」という名称で2件の応募があり、抽選で島津孝幸さん(光4町内)が当選されました。最優秀賞の贈呈式が3月1日に行われ、後藤町長から賞状、賞金および地元野菜の詰め合わせが贈られました。島津さんは、「菊陽町は杉並木のイメージがあったので、この言葉は絶対に使おうと思っていました。今後名前が残っていくのはありがたいですね」と喜びを語られました。

今回の橋の名称募集には、町内はもとより北は北海道、南は沖縄まで全国から500件を超える応募をいただきました。ありがとうございました。



問い合わせ 建設課 建設係 ☎232-2115

全国瞬時警報システム(J-ALERT)の運用を開始しています

全国瞬時警報システム(J-ALERT)とは、大規模災害や外部からの武力攻撃などといった時間的余裕のない事態が発生した場合に、緊急情報が国から人工衛星を経由して送信され、町の防災行政無線から自動的に警報を放送するシステムです。

左表のような情報が放送されたときは、テレビやラジオをつけて情報に注意し、身の安全を確保し

全国瞬時警報システムは次のような情報を伝えます

受信情報	警報音など	放送内容
緊急地震速報 ※1 (震度4以上の揺れが想定される場合)	NHKチャイム ※2	「大地震(おおじしん)です。大地震です」
震度速報 (震度4以上の揺れがあった場合)	上り4音チャイム	「こちらは防災菊陽町役場です」+「震度〇の地震が発生しました。火の始末をしてください。テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動してください」
・弾道ミサイル情報 ・航空攻撃情報 ・ゲリラ特殊部隊攻撃情報 ・大規模テロ情報	国民保護サイレン ※3	「(ミサイル発射)情報。(ミサイル発射)情報。当地域に(着弾する)可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけ、落ちついて行動してください」 ※4

それぞれの放送を3回繰り返した後、「こちらは防災菊陽町役場です」「下り4音チャイム」が鳴り、放送を終了します。

- ※1 直下型地震など、震源に近い地域で発生した場合は間に合わないことがあります。
- ※2・3 ホームページで検索すると聞くことができます。NHKチャイム(<http://www.nhk.or.jp/bousai/>)国民保護サイレン(<http://www.kokuminhogo.go.jp/>)
- ※4 かっこ内には、それぞれ有事の情報が入ります。

て落ち着いて行動するようにしてください。また、深夜など時間帯を問わず、警報が放送されます。家庭や職場などで、万が一緊急放送があった場合の行動を確認しておきましょう。なお、自動的に放送されるため、誤報などの可能性もありますが、この場合、誤報であることを伝える放送が流れます。

問い合わせ 総務課 交通防災係 ☎232-2111

「わがまちづくり支援事業補助金」を活用し、魅力ある地域づくりを

わがまちづくり支援事業とは、住民自身が地域を見つめ直し、一体となって連携し、地域の活性化や親睦・交流を図る新たな取り組みに、補助金を交付し支援するものです。

今日の地域社会は、都市化の進展、核家族化や少子高齢化などにより大きく変容し、地域住民のつながりや、協力・助け合いの気持が薄れてきています。そこで、わがまちづくり支援事業補助金を活用し、地域のために何かやりたいという思いを形にしてみませんか。

補助金の概要は次のとおりです。手続きなどの詳細は、町ホームページをご覧になるか、総合政策課へお問い合わせください。

補助対象団体

区または自治会、町内でまちづくりを目的として活動を行う10人以上の団体

補助対象事業

- 地域の自然および環境などの保全に関する事業
- 地域文化の継承および歴史的遺産に関する事業

- 産の保護に関する事業
- 地域住民の健康づくり、福祉支援などに関する事業
- 地域住民の融和・交流を深めるための事業 など

例えば、昔の遊びの伝承による世代間交流、農業体験、環境美化、リサイクル、地域情報マップの作成、祭りの実施など、アイデア次第でさまざまです。ただし、以前から行っている取り組みは対象になりません。

補助金額

補助対象経費の3分の2の額で、限度額は30万円。補助対象経費は、材料費、賃借料、印刷費、消耗品費など。

募集期限

5月2日(月) 複数の申請があった場合は、予算の範囲内で交付します。

問い合わせ 総合政策課 行財政改革推進係 ☎232-2112